

令和4年9月20日

島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について**【行政経営部人事課】****I 改正の目的**

- 国家公務員の育児休業等に関する制度の改正に合わせて「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正されたことに伴い、働きながら育児がしやすい環境を整備するもの
- 国が進める育児・介護休業法を改正し段階的に施行することを受けて行うもの

II 改正の内容**1 第2条の3関係（非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化）****(1) 改正の要旨**

非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得などを可能とするための規定を整備

(2) 主な改正内容**【現行】**

- ・子の1歳到達日の翌日を育児休業期間の初日として育児休業することができる。

【改正後】

- ・子の1歳到達日の翌日からとすることに限らず、1歳到達日の翌日以外でも柔軟に取得できる。

2 第2条の4関係（非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化）**(1) 改正の要旨**

非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、上記1と同様に、夫婦交替での取得などを可能とするための規定を整備

(2) 主な改正内容**【現行】**

- ・子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業期間の初日として育児休業することができる。

【改正後】

- ・子の1歳6か月到達日の翌日からとすることに限らず、1歳6か月到達日の翌日以外でも柔軟に取得できる。

3 第3条関係（育児休業の取得回数制限の緩和）

育児休業の取得回数において、原則子の1歳の誕生日の前日まで、現行制度の原則1回を、原則2回まで取得可能とすることについて「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正を受けて行うもの

(1) 改正の要旨

再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除

(2) 主な改正内容

【現行】

- ・再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業計画書による申し出が必要となる。

【改正後】

- ・特別の事情にかかわらず、原則2回まで育児休業を取得することができるようになるため、計画書の提出を必要としない。